

山口市社会貢献活動補償制度要綱取扱要領

- 1 要綱第2条第1号において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。
 - (1) 無報酬 活動の対価として金銭の受領を受けた場合は、その額の多寡にかかわらず報酬にあたるものとし、交通費や食事代、材料費など活動において実費に該当するものは無報酬とみなす。
 - (2) 臨時の公益性のある活動 災害など突発事象発生後の後方支援的な活動(炊き出し等)をいい、救助活動等危険を伴う活動は対象としない。
- 2 要綱第2条第2号の「コミュニティ活動団体」とは、原則として団体名簿等を備え、計画的かつ継続的な活動を行っている組織をいい、市外居住者もその構成員とすることができるが、団体の構成員の7割は市内居住者で構成されていることとする。
- 3 要綱第2条第4号の「参加者」とは、活動への参加が事前に把握され、活動の主体として参加している者をいい、飛び入りで参加した者や観覧者、応援者は参加者に含まないものとする。
- 4 要綱第5条第1号の賠償責任事故に関して、指導者等が訴訟や示談交渉などを行う場合は事前に所管課を通じ保険会社に通知するものとする。
- 5 要綱第7条第4号に規定する除外事由となる場合を除き、コミュニティ活動中の車両事故(単独事故を含む。)による死亡又は傷害は本補償制度の対象とするが、補償の対象は活動を行っていた者であり、それ以外の者の補償はこの補償制度では行わない。また、保険契約により定められた約款及び特約事項等に補償の除外の定めがある場合は、それを優先するものとする。
- 6 要綱第8条の「保険会社が認めた費用」とは次のものをいう。ただし、保険会社の承認を得ることなく自己の判断により支出した費用については本補償制度の対象と認めない。
 - (1) 指導者等が損害の防止又は軽減のために支出した費用で、保険会社が承認したもの
 - (2) 指導者等が保険会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解又は調停に関する費用
 - (3) 指導者等が、本保険制度の事務に協力するために支出した費用

(4) その他保険契約で定める損害又は費用

7 要綱第10条による発生報告を受理した後の手続きについては次のとおりとする。

- (1) 市は補償対象者から本制度に基づく請求があった場合は、要綱第3条(保険契約)により保険会社が求める必要書類を提出して保険金請求を行うものとする。
ただし、市が認める場合は、補償対象者から保険会社へ直接保険金請求を行えるものとする。
- (2) 市が受けるべき保険金について、市が保険会社に対し、補償対象者又はその法定相続人に直接支払うことを要請した場合は、保険会社は補償対象者の指定する金融機関の口座に振り込み、これによって市の補償金支払義務は履行されたものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年1月31日から施行する。
(保険の始期の特例)
- 2 この要領の施行時における保険期間の始期は、この要領の規定にかかわらず、平成20年4月1日午前0時とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成22年3月31日までに発生した事故においては、申請が平成22年4月1日以降であっても改正前の要領を適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。